

## 経営安定化資金融資

- 1 目的  
市内中小企業の経営基盤の安定と企業体質の改善を図るとともに、一時的な売上減少等に対応するための資金の貸付けを行うことを目的とする。
- 2 融資対象者
  - ・市内において、1年以上同一事業を営んでいる者
  - ・納期の到来している市税を完納している者
  - ・借入計画が適当である者
  - ・次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者
  - (1) 福島県信用保証協会の無担保無保証人制度保証を受けた者
  - (2) 最近3か月の売上高が、前年同期と比較して、5%以上減少している中小企業者

※ 最近3ヶ月の売上高A 前年同期売上高B

$$\frac{B-A}{B} \times 100 \geq 5\%$$
- 3 資金使途 運転資金、設備資金
- 4 融資限度額 1企業2,000万円以内
- 5 融資期間 (1)5年以内、(2)10年以内  
※1年以内の据え置き可
- 6 融資利率 一般 1.5%以内(固定金利)  
市工業製品認定企業 1.4%以内(固定金利)
- 7 信用保証 必要に応じて、信用保証を付する。
- 8 返済方法 元金均等返済又は一括返済  
ただし、元金一括返済の場合は、借入期間を1年以内とする。
- 9 保証人及び担保 必要に応じて
- 10 申込の際に必要な書類(金融機関に提出する書類)
  - ・融資申込書(第1号様式)
  - ・売上高・売上総利益・営業利益台帳(第3号様式) ※融資対象(1)の場合不要
  - ・決算書又は青色申告書
  - ・納税証明書 ※融資対象(1)の場合は所定の用紙で最近2か年分
  - ・許認可、登録を必要とする業種についてはその許認可証又は登録証の写
  - ※融資対象(2)の場合不要
  - ・法人の場合は登記簿謄本・定款
  - ・設備資金の場合は見積書等
  - ・その他必要書類
- 11 補助制度  
信用保証料補助(20万円限度)、利子補給(年利率1%相当額を2年間補助)が適用されます。

## 経営安定化資金融資の利用方法

### 1 利用実績の確認

補助実績、利用残高、対象要件等を商工課にご確認ください。

### 2 融資実行

要件が合致していることを確認したうえで融資を実行してください。

融資対象(1)の売上高減少要件で当該融資制度を利用する場合は、保証協会保証を付与しなくても利用可能です。

### 3 保証料補助申請

以下の書類を商工課まで、融資実行後速やかに提出して下さい。

- (1) 須賀川市中小企業振興資金融資申込書(写)
- (2) 須賀川市融資制度信用保証料補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)
- (3) 補助金等交付請求書
- (4) 須賀川市税の納税証明書(写)
- (5) 売上高台帳
- (6) 売上高が確認できる資料
- (7) 信用保証書(写)

無担保無保証人制度保証の場合

- (4)の代わりに納税証明等請求書を提出
- (5)、(6)は提出不要

### 4 保証料補助申請を行わない場合

利子補給を行うのに融資確認が必要となるので、以下の書類を月例報告時に提出して下さい。

上記 3 保証料補助申請時提出書類の(1)、(4)、(5)、(6)

### 5 利子補給

12~1月頃に申請を受け付けます。担当事業者からの申請書類取りまとめをお願いします。

詳細は「須賀川市利子補給制度」資料(市融資制度の概要P3)。